

は し が き

本書は、法律学を専門に学んだことのない学生の皆さんでも知的財産法の概略をつかんでもらえるようになることを願って編んだものです。

技術者（エンジニア）として働こうとする人たちにとって、知的財産法に関する知識は必要不可欠なものです。ところが理工系の単科大学では、そもそも法学の講義が設けられていないか、あったとしても1コマか2コマがせいぜい。これが法学を専門的に学ぶカリキュラムの中での講義なら、知財法は応用科目として高学年に配置されているでしょうから、受講生には基礎知識が備わっているという前提で「無体財産権を扱う特許法は、民法の特別法に位置づけられるものです」と唱えても通じるでしょう。それが、初学者は「特別法」とかいわれてもサッパリなので、いきなり最初でつまづいてしまいます。

法律学に関する基礎知識を有しているのかどうかによって、知財法の学習方法は変わってきます。そこで本書は、「法律学の勉強をするのはこれが最初」かつ「この学校で法律の勉強ができるのは唯一この科目だけ」というカリキュラムの中でも、この教科書を使って学べば知的財産法の全体像を理解できるようになることを目指しました。

そのため本書はかなり欲張りなことをしています。特許法や著作権法はもちろん、意匠法も商標法も不正競争防止法も、さらには専門分野に特化した話題までも貪欲に取り込んで一冊に詰め合わせました。

それでいながら、踏み込みすぎて難解になってしまわないように気をつけてもいます。ビデオゲームやVRの開発にかかわったことがある方なら、映像を滑らかに動かすのに微分積分の知識が役立つことはおわかりでしょう。だからといって、プログラマーを夢見る小中学生にも微積の教育を——というのは無茶です。

本書は、初学者向けの教科書であることに徹し、知財に関する法律の基礎を幅広く網羅することに努めました。言うなれば《知財の小学校》となることを目指したものです。知財に関する書籍として「特許の取り方」や「著作権Q & A」等を実務に即して詳しく手ほどきするものがありますから、個別のテーマを掘り下げて学びたいという方のご要望に応えるのは他の書籍にお任せしようと割り切りました。難易度の高い論点については専門書を読んでもらうことにして、本書では法律的な考え方の基礎を身につけてもらうことに注力しています。

本書の執筆に際しては、大学のみならず高専や専門学校での知財教育、あるいは技術経営（Management of Technology (MOT)）を専攻する大学院での知財教育や大学自体の知財戦略にかかわってきた編者らの経験をふんだんに盛り込みました。本書は、⑬までが基礎編、⑭から先は応用編と位置づけています。指向性のあるテーマを応用編に収載することで、建築、デザイン、ソフトウェア、データサイエンス、バイオなど様々な領域で学ぶ皆さんにも楽しんでもらえるよう工夫しました。

本書を世に送り出すにあたり、法律文化社編集部の小西英央さん、第2版では畑光さんに大変お世話になりました。ここに心からの感謝を申し上げます。

編者 大石 玄／佐藤 豊